

○財務省告示第三百六十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年十月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年十一月八日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百十八回）

二 発行の根拠 平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第六号）第二十条及び第二十一条並びに特別会計に関する法律（平成二十三年法律第六号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とする。

七												六													
イ	払	二		ハ		ロ		イ		発		行													
入	価	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	価	行	争	額							
札	格	入	札	札	格	・	債	入	札	札	格	・	債	札	格	行	争	額							
発	競	札	競	札	競	第	参	札	札	競	第	参	札	札	競	行	争	額							
行	争	発	競	発	競	Ⅱ	加	発	競	競	Ⅰ	加	発	競	行	争	額	額							
十	一		で	千	利	第	発	平	九	利	第	発	平	四	債	の	に	九	面	行	第	公	う	億	額
二	兆		千	九	付	一	行	成	十	付	一	行	成	百	に	規	関	千	金	し	二	債	の	円	面
万	九		三	百	国	の	の	二	二	国	の	特	十	九	つ	定	す	六	で	利	第	発	平	成	金
円	千		十	四	債	規	例	億	九	債	規	例	三	十	い	に	る	百	一	付	一	行	の	二	額
	九		六	億	つ	定	に	千	万	つ	定	に	年	度	は	基	法	十	七	兆	国	債	の	十	一
	億		億	円	い	に	基	円	お	い	に	基	度	に	、	づ	律	五	千	七	に	の	特	十	兆
	十		億		て	に	づ	お	け	、	づ	に	お	け	額	き	第	万	四	百	に	規	例	三	九
	億		、		、	基	る	け	る	額	き	法	る	お	面	発	律	円	百	に	に	関	す	年	千
	六		額		額	づ	る	る	公	、	額	き	け	る	金	行	第	、	八	十	に	基	づ	度	九
	千		面		面	き	る	る	公	額	額	発	る	お	で	金	行	十	、	十	に	づ	に	百	八
	七		金		金	額	る	る	債	、	額	行	る	お	二	付	一	三	億	十	に	き	法	け	十
	百		行		行	した	る	る	の	千	国	行	る	け	千	国	項	計	億	額	発	律	る	三	三
	二		額		額	た	る	る	の	千	国	行	る	け	千	国	項	計	億	額	発	律	る	三	三

				十 十		九 八																			
				ロ	イ	一	振	額	最	ニ	ハ	ロ													
				発			替	額	低	入															
債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非		
市	及	入	価	・	別	債	発	競	札	格	入	札	格	・	別	債	入	札	格	・	別	債	発	競	
場	び	札	格	第	参	市	行	争	入	格	行	格	第	参	市	場	発	札	格	第	参	市	行	争	
特	国	発	競	I	加	場	`	入	行	争	格	日													
											五						千						千		
											万						三						円		
											円						十						百		
																	六						十		
																	億						四		
																	四						億		
																	千						七		
																	百						千		
																	四						百		
																	十						六		
																	四						百		
																	十						五		
																	万						十		
																	四						六		
																	万						十		
																							六		
																							千		

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額と

す。整数倍の金額によるものと

平成二十三年十月七日

金額の上の金額に、つき百円四銭

十 十
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別
払 過 札 格 第 参
込 利 発 競 II 加
み 子 率 行 争 非 者

十 四
初 期 利 子

(一) 年一・〇パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
式により払込金額に加えた第
十号の規定する期間に額を第
むものとする。期日に払い込

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 10}{100} \times \frac{17}{365}$$

(二) 発行時にあって、その利子
に係る所得税が、源泉徴収され
るものとして、又は記録される
口座に記載又は記録されるもの
のよりに算出した金額から、該
金額に百分の二十を乗じた金額
額（おただし、当該国債を発行
時に、又は外国取得者が非居
住者又は、前記(一)の算合
に、た、金額に(一)の算式によ
り算出した金額に、適用を受ける
は、外国税法人が適用を受ける所
得税の税率を乗じた金額)を
控除することができる。
平成二十四年三月十日を
期とし、次の算式により算し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以

下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五年 第二期以後の利子 毎年三月二十日及び九月二十日

十六日 償還期限 利子をその日以前六月間に属する

十七日 償還金額 平成三十三年九月二十日

十八日 元利支 日本銀行

十九日 払入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十日 払込期日 平成二十三年十月七日